〔７番　森要　登壇〕

○７番（森要）

議長のお許しをただきましたので、私は大きく３点伺いたいと思います。

まず１つ目です。福全寺跡大イチョウの保護について伺いたいと思います。飛騨市の指定天然記念物、福全寺大イチョウは樹齢700年以上がたち、その威容は誇らしく、市民の自慢の木であります。このイチョウの木の囲いのところには、福全寺跡の大イチョウの根を守るため、大イチョウ前の道路について「車での走行はご遠慮ください。」との看板が２か所に掲げられています。市民から、この看板では分かりにくい、本当にイチョウの木の根元を守るのであれば、もっと適正な場所に車からも分かるように設置したほうがよいのではとの指摘を受けました。そこで次の３点を伺います。

１点目です。飛騨古川まつり会館前の舗装工事について。現在、飛騨古川まつり会館から壱之町線に抜ける道、御旅所線の舗装工事を着手されています。現在、匠文化館前の大イチョウの囲いの前は舗装されておりません。今回の工事においては、この部分は除外されているのかを確認します。

２点目です。看板設置の背景は。この看板の趣旨はとてもいいことと思います。私は、観光案内をするときに「イチョウの周りの道路は、雨が降ると水たまりができ、靴がぬれ、歩きづらくて何かと不便。でも、大イチョウの根を守るためこのようになっています。」と説明しますと、大変感心されます。今回この告知看板を設置した時期、背景を伺います。

３点目です。分かりやすい看板の設置または交通規制の実施について。囲いの中に設置してある告知看板は小さいもので、車からは目にすることができない状態で効果はありません。このイチョウの周りの道は、壱之町から入り県道に抜ける道、瀬戸川に面した匠文化館前から県道に行ける道があります。車が道路に入る前で、例えば壱之町の道路は入口付近、匠文化館前の道路では会館建物の前など見やすいところで目視でき、インパクトのある看板を設置した方がいいと思います。さらに、この目的を達成するために、イチョウの周りの道路の通り抜け禁止、進入禁止など交通規制をかけたほうがいいように考えます。この規制の実施のためには、付近の住民、関係施設や市民の理解が必要です。その上で、了承を得た段階で教育委員会から道路管理者へ交通規制の要請をして実施したほうが効果を発揮できると思いますが、教育委員会の見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長　横山裕和　登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、私からは１点目のまつり会館前の舗装工事についてお答えいたします。現在施工中の飛騨古川まつり会館周辺の舗装工事区間は、飛騨古川まつり会館前から飛騨の匠文化館、市道壱之町線へ至る区間です。この区間は、平成３年度に飛騨古川まつり会館、まつり広場、瀬戸川を一体で整備した際、現在の景観配慮型石畳舗装により整備されたものです。しかし、石畳舗装は凹凸や段差が大きく、古川祭や飛騨古川まつり会館への展示に伴う屋台移動の際、車輪からの振動により屋台へ損傷を与える懸念がございました。これまでも、ゴムマットの敷設や路面の平

たん化といった暫定的な措置で対応してまいりましたが、古川祭保存会からも舗装改修の要望をいただくなど、抜本的な対応が求められていました。

そのため、今回の工事におきましては凹凸の解消と景観への配慮を両立させた舗装改修を目的として実施しているものです。大イチョウの周りにつきましては、大イチョウ保護の観点から舗装がされておりません。当該区間は、今回の工事の目的である屋台の曳行にも支障がないため、今回の工事区間には含まれておりません。

〔基盤整備部長　横山裕和　着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　柚原徹守　登壇〕

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

私からは、２点目と３点目の御質問にお答えをいたします。

２点目の看板設置の背景についてお答えします。福全寺跡の大イチョウは、市指定の天然記念物であり、飛騨市の観光地の一つであるまつり広場の中心的な観光資源です。このため、景観へ配慮しながら、イチョウの保護という重要な課題に対して専門家の指導を受けた継続的な対応を進めております。御指摘の看板設置は、令和６年12月、市民の方からイチョウ南側の細道の地表面に現れているイチョウの根を保護するため、通行止めにできないかとの御意見をいただいたことを踏まえたものです。これを受けて令和７年６月、樹木医で、元岐阜県文化財保護審議会委員でもある専門家に御指導をいただいたところ、車両の通行はイチョウの樹勢に影響を及ぼす可能性があるとの見解を得ました。この見解に基づき関係課で協議を行い、まずは看板の設置により車両通行の抑制を促すこととし、今年７月に看板を設置いたしました。

３点目の分かりやすい看板の設置については、先の答弁のとおり、関係課と協議の上、観光地である景観に配慮したデザインを決定し現在の看板を設置いたしましたが、現在の看板では車から認識しにくいという課題があることは御指摘のとおりかと思います。一方で、交通の規制については、地元との十分な合意形成が必要ですので、イチョウの保護と市民生活への影響のバランスを考慮して、専門家の指導を継続的に受けて、道路管理部局と望ましい在り方を検討してまいります。

〔教育委員会事務局　柚原徹守　着席〕

○７番（森要）

大イチョウの前は工事をしないということは、やっぱり根の保護ということもあってやらないということで一つ確認させていただきました。

看板設置の背景につきましては今聞かせていただきまして、市民から根元が出ているから何とかしてほしいということがあって、すごいなと思いますのは樹木医を呼んで検討してもらったということはすごくいいことだと思ってます。それに基づいて保護しなければならないということを、教育委員会は認められて設置された、そこまではすごくいいことだなと思っています。私も見に行ったときに、確かに根が出ているところが壱之町線から入るところにもありますし、匠文化館前のほうにもありました。私、30年ほど前にやったときには、匠文化館前の根は下のほうの半分ほどまで土で埋まっておりました。つまり根元を保護するためにということですが、雨が降

って削れたりして、今は１メートルかそこらで、それからはフラットになっています。

看板を設置してもらったことは非常によかったなと思いますが、やっぱり見にくい。例えば匠文化館へ壱之町から入っていくところは、三寺朝市に商品を入れるために入っていくだけなので、帰りはその施設の方々にここはこういう理由で通らないようにしてほしいっていう働きかけも大切だと思っています。

それから地元の方にもそういったことをお願いして、本当に通らないようにしてほしいということであれば、私は交通規制とか通り抜け禁止ということをやればいいんじゃないかと思っているんですが、横山基盤整備部長に聞きますと、地元からあそこを何とか舗装してほしいっていう要望も出ていてなかなか難しいということも言われて、そんなこともあったのかということを確認しておりますけど、これは地元の方々は根元を守るためっていうことが分からなかったので、やはり私たちの大事なイチョウを守るためにこういったことをしたいと思うという働きかけをすれば理解は進んでいくんだろうと思っています。ですから、できたら設置するほうがいいと思っています。

もう一つ、警察にも交通規制ができないのかと確認をしました。道路管理者から申請があれば協議するんですけど、基本的には安全性を守るための進入禁止ということなので、根を守るためにやったっていう事例はないんだということを言われました。確かにそれもそうだなということですが、木があってそれをよけて車線が変更してあるところも岐阜県内のどこかにあったんですけど、警察の観点では安全性を重視ということでございましたので、そういうことはそうだろうなと思いました。

壱之町線から県道を抜ける道はがたがたとしていて、自転車で通ろうとすると非常に危ない。それから匠文化館へ行くところは、本当はもうちょっと根を守ってやらなければならない、昔はもっとあったんですけれども、例えば今の車道の半分ぐらいまでかけてやれば、軽トラックも通れないぐらいになっていくだろう、そういうことも可能ではないか。それで、あそこにはたくさんの人が来て憩いの場になって、多くの方がイチョウの木の下でたむろしているので、歩行者にとっても非常に危ないっていう気がしていますが、そういった方向で進めてもらうことができるかできないか。それが難しければ看板設置を見やすいところにと思っているんですが、まず交通規制のことに対する見解はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

まずはこの看板設置によって車での通行を抑制したいという思いで設置をいたしましたが、おっしゃるように若干見にくいということもありまして、完全に抑制がされていない状況もあろうかと思いますが、その地域からは、ここは生活道で舗装をしてほしいという要望が出ておるということで議員からも御紹介いただきましたが、そういった状況もありますので、いま一度、根の大切さは私どものほうで訴えはするんですが、地域の理解が得られるかっていうことがございますので、そういった現状をもう少し把握した上で、どういう対策ができるかっていうことは道路部局のほうと一緒に考えていきたいと思っております。

○７番（森要）

そのとおりだと思います。理解を得るのは非常に難しいかもしれませんけれども、やはり取組として、木を守るためにはどうしても必要なんだということを地元の方々にお話しすれば必ず理解ができるというふうに私は踏んでいます。

あと、匠文化館前の三寺朝市の人たちにもそういったことを伝えれば通行を控えてくれると思うんですけど、既に通り抜けをやめてくださいって市でやっているということは、通らないようにしてくださいっていうことを言っているので、やはりそっちのほうに向かってやってもらうといいと思います。三寺朝市の関係者には、そういった努め（努力）のお話はぜひしてもらいたいと思いますし、例えば、あそこにたくさん人が来るので、そういったことも踏まえた安全対策に対しても必要。あそこは本当はもう少し木を保護して、歩行者が通れる１メートル50センチぐらいまでに直すのも必要なのではないかと思いますが、根を守るために土をかぶせるということは、今のところは考えてないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

その点につきましては、引き続き専門的な知見のある方に御相談をさせていただいて、どういう形で守ることができるかっていうことは検討していきたいというふうに思います。

○７番（森要）

ぜひ検討されて、その上でまた聞かせていただきたいと思っております。

それでは、２つ目の質問に入りたいと思います。夜間の庁舎の緊急連絡について伺いたいと思います。最近のことです。普段は味処古川で仕事をしていますが、この日は用事で外へ出ていました。店に帰ると、市の職員から遅くてもいいので連絡してほしいという電話を受けました。午後６時を過ぎたので市役所の代表番号に電話をかけると、業務時間外としてアナウンスが流れてきました。そこで諦めて呼出しを切りました。もしかして直通電話ならつながるかなと思い番号をかけますと、やはりこのアナウンスが流れてきました。このときにすぐ切らず長い間呼出し音を聞いていると、緊急のときは何々までおかけ直しくださいという音声が流れてきました。大雨の被害等の通報ではなく、緊急ではないと考え、このときはこの番号へはかけませんでした。そこで次の２点を伺います。

夜間の緊急時のアナウンスの対応について。最近、温暖化等の影響で大雨が降り、各地で被害が多発しております。飛騨市でもいつ何どき被害が発生するかもしれません。道路や水路の氾濫等被害が発生したとき、日中であれば各関係部局へ連絡することができますが、夜間や早朝ともなれば市役所へ連絡すると業務時間外としたアナウンスが流れます。そこで通常の方は諦めて通話を切ることになります。普通、私のように長い時間を待つことはありません。ましてや、緊急時においてはなおさらです。緊急のときは何々番までおかけ直しくださいの音声案内は、早めにされたほうがよいと考えますがいかがでしょうか。

夜間の電話対応について。緊急のときは何々番までおかけ直しくださいという音声ガイドに沿って電話をした場合、宿直される方が対応されると思いますが、危機管理、道路、水道部局等への連絡体制は完備しているのか。また、どのような流れで対応されているのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔建築管財部長　田中義也　登壇〕

□建築管財部長（田中義也）

それでは、御質問いただきました夜間の庁舎の緊急連絡についてお答えします。まず、夜間・休日の電話応答について、運用変更となった経緯を御説明します。従来、市役所庁舎の勤務時間外における電話対応については、代表電話の受電は宿直室で応答し、各階の直通電話は職員が在席していない場合には呼出し音が鳴り続ける状況にありました。また、時間外勤務をしている職員がたまたま在庁している場合には、その職員が直通電話に応答することとなり、本来業務以外の電話対応に時間を割かれる状況もありました。こうした状況を受け、複数の職員から、既に先行して実施されていた岐阜県庁のような自動音声化への提案もあり、令和７年10月より時間外における電話応答を自動音声案内の運用に変更しました。

そこで、１点目の夜間の緊急時のアナウンスの対応についてです。こちらは現在は議員御指摘のとおり、勤務時間外にかかってきた電話には自動音声で応答し、まず最初に時間外であるため電話がつながらない旨と業務時間の音声案内が流れます。続いて、緊急時の場合の電話番号を案内する内容となっております。基本的に、夜間・休日における市役所への電話は緊急時を想定しており、民間、官公庁にかかわらず同様の対応をされている場合のアナウンスは飛騨市役所とほぼ同じです。したがいまして、特段、飛騨市役所の緊急時の案内が遅いとは認識しておりません。ただし、御指摘のように、アナウンス途中で最後まで聞くことなく電話を切る市民の方もあると考えられます。そこで、市民の方向けに飛騨市役所の夜間・休日の電話対応について、改めて複数回周知させていただくようにいたします。なお、災害対策本部設置時など、職員の警戒勤務・非常勤務時には、夜間・休日も平日昼間と同様の電話応答体制とすることとしております。

次に、２点目の夜間の電話対応についてお答えします。案内のあった緊急電話番号に電話をかけ直した場合には、本庁の宿直室に電話がつながります。よって、従来の代表電話で受電した場合と同様に、宿直員が用件を伺い、必要に応じて担当職員や関係機関へつなぐなどの対応をすることにしております。宿直室には、内容に応じた各部署の緊急連絡網が配備されており、担当職員が在庁していない場合にも速やかに連絡する体制が取られております。

〔建築管財部長　田中義也　着席〕

○７番（森要）

緊急のときはアナウンスが流れると、ああそうかってすぐ切ってしまうんですよね。大分たってから緊急のときはっていうことが流れたので、市民は緊急のときに判断できないと思う。大雨があったときの対応とかがあるので、今はアナウンスが流れますけど、長い時間がたたないうちに緊急の場合はっていうふうに手直ししてもらったほうがいいと思います。先ほどは複数回周知をすると言われましたが、具体的にはどういうことを想定されているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築管財部長（田中義也）

これまでの周知につきましても、運用開始前に広報誌で２回、あとホームページでの周知、区

長会等でもこういった運用に変更する旨をお伝えさせていただいておりますので、恐らく同様に広報誌に複数回掲載するですとか、改めてホームページの新着案内のほうに載るような形で広報をしていきたいと考えております。

○７番（森要）

皆さん、勤務時間外はアナウンスだということは理解されると思いますが、緊急のときにかける番号を、ホームページでは出さないと思うんですよ。だからそういうことに対して早く出したほうがいいんじゃないかと言ってるんですけど、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築管財部長（田中義也）

今おっしゃっていただいたような番号は広報とかに載せるつもりはございません。案内としましては、こういった運用に変わってますということを周知するのみでございます。緊急時の番号の案内が遅いというふうに言われますけれども、一応今の案内の方法としましては先ほど答弁で申し上げたように、かけていただいた方に今現在が時間外となっているということと、時間内は午前８時半から午後５時15分だという案内をしまして、引き続き、緊急時の場合はというふうにアナウンスしますので、こういった電話対応になっているということを知っていれば、遅いと感じるとは考えておりません。

○７番（森要）

緊急時に番号を聞くまでもなく、もう切ってしまうと思うんです。だから私もこの前、雨が降ったときに地元の方が来て、非常に水が溜まってるから何とかしてほしいっていうことで電話したんですけど、休みということで、どうにもならないから自分で現場まで見に行ってきました。そんなこともあったりして、緊急で宿直の方が対応してくれるってことになれば、今は受け付けません、しかし緊急の場合はここへかけてくださいっていうことを早くやらないと、１分以上かかるんじゃないかと思ってました。だから、ぜひ検討はもう一度してほしいと思います。

それから、宿直の方が対応するということで、緊急連絡網とかっていうことが書いてありましたが、私、宿直室に行きましたら、小さいやつで一目で分かるのではなくて、水害があったときはここ、それから生活のごみはここっていう一覧表はありますけど細かくて、とても対応ができる体制になってないと思うんですよ。もっとはっきりと、ぱっと一目で分かるようなところとか、番号はここを押せばそこへ行くんだとか、そういうマニュアル的なものが必要ではないかと思います。あのような受付体制では非常に難しいので、もう少し見直しをしてほしいなと思います。

親切に対応してくださる方もいるけど、中には面倒くさいものですからそういうことは対応してくれないっていう方もいて、本当に緊急のときには緊急連絡網で対応するようになっていると言いながらも、実態はそうじゃない。ただ、何かあったときに困るからこういう場合はここにかけなさいっていうのは、乱雑に汚いようなところにたくさんありますけれども、一目で分かるような、もっとシルバーの方がしっかりと分かるような体制を取るように見直すべきだと思いますが、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築管財部長（田中義也）

ただいま御指摘いただいたことに関しましては、修正できるというか、対応できるところは直していきたいと考えておりますが、宿直員の人員構成で言いますと、２人体制で宿直をやっておりまして、１人は会計年度任用職員の方、もう１人がシルバーから派遣していただいている方の２名体制で宿直をしていただいております。シルバーの方はたまに交代することはございますが、ほぼローテーションで固定していただいておりますので、用件に応じて、この件については何々課の誰々にかけなければならないっていうことは承知をしていただいておると思います。ただ、見にくいとか、たまたま新しい方が入られた場合はもしかして迷う場合があるかと思いますので、もう一度宿直室の表を見直しまして、その辺は分かりやすいようにさせていただくように検討はしたいと思います。

なお、先ほど答弁で申し上げましたように、災害対策本部を設置するような場合は、音声案内ではなくて通常どおり各課直通も代表電話もつながるようになっておりますので、そういった気象関係の緊急時は直通でつながると思いますので、その辺も含めて御理解いただくように周知もしていきたいと考えております。

○７番（森要）

例えば、線状降水帯が来るような予報があった場合は、既に担当者の方も待機されたり、携帯もしっかり持っていると思いますが、そういうことがなくても今の状況では時々緊急なことが発生することがあります。ですから、その対応はそれでいいと思いますけれども、本当に緊急で電話して何とかしてもらいたいっていうときのために、音声ガイドは早めにするように再度検討してもらうようお願いをしておきたいと思います。

それでは３番目の質問に入ります。古川町の上町地区は、一般住宅やアパートの開発が望まれるところであります。また、農地振興地域整備計画の基礎調査を終えて、その見直しの成果が待たれるところであります。農業振興地域整備計画の農業地でない農地、いわゆる白地の無秩序な土地開発も懸念されるところから、都市計画法における用途地域の指定など併せて検討すべきと過去に質問してまいりました。本年、行政区の第２区の住民から署名を集め、都市計画の実施の要望がされてきたところです。そこで次の２点を伺います。

１点目、農地振興地域整備計画の基礎調査の見直しの現状はどうなっているのか。

２点目、都市計画見直しについて市の見解等について。地元住民の要望の概要と、市の見解とこれまでの対応や状況を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長　洞口廣之　登壇〕

□農林部長（洞口廣之）

それでは、１点目の農業振興地域整備計画の基礎調査の見直しの現状についてお答えをいたします。この基礎調査は、昨年度から３か年の計画で、現行の農業振興地域整備計画と農地基本台帳、土地課税台帳、土地利用計画図などを照合しながら進めております。昨年度は古川地区の調査を終え、現在は河合、宮川、神岡地区の農地調査を実施しており、今年度中に見直し対象となる農地について、農業委員会や地元関係者などから意見を伺った上で、令和９年度に県との協議

を経て整備計画を更新する予定といたしております。

御質問の上町地区につきましては、今回の調査において、農用地区域、いわゆる青地に位置づけられていながら耕作されていない農地や、一方で、本来は青地として保全することが適当と考えられる農地が白地となっているなど、土地利用の実態と現在の計画に相違がある農地を確認いたしております。市といたしましては、将来にわたって農業生産の基盤となる優良農地を守ることを第一に考えておりますが、一方で上町地区は農地だけでなく住宅等も立地し、そこで暮らす皆様の生活や地域の将来にも関わることから、農地の現状や今後の営農見込みを十分に確認するとともに、地元の皆様の意向も可能な限り尊重しながら、地域の実情に即した農業振興地域整備計画となるよう見直しを進めてまいります。

〔農林部長　洞口廣之　着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長　横山裕和　登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

私からは、２点目の都市計画見直しに関する市の見解等についてお答えいたします。本件につきましては、本年３月に古川町第２区の住民の方を発起人とする要望書の提出がございました。要望の主な内容は、第２区内の農業振興地域の指定を解除し、区域全体を都市計画法に基づく用途地域として指定し、用途は第１種住居地域として、建築物の高さや面積等の規制により良好な居住環境を確保すること。また、地域住民の意向を確認した上で幹線道路の整備や区画整理事業、区民が求める魅力的な地域づくりに資する施設の整備を計画するようとの要望でした。なお、提出の際には、発起人より本要望に対し、区民の多くの賛同を得ている旨の説明がなされました。

市といたしましては、本要望の内容は区内全域に関するもので地域に与える影響が大きいことから、この要望内容が第２区の総意に基づくものであるかを確認する必要があると考え、本年４月に本要望に対する区としての正式な見解をお示しいただくよう、区長に依頼いたしました。なお、本回答作成時点で区からの回答は届いておりませんが、本年末までに御回答いただくようお願いしているところであります。

〔基盤整備部長　横山裕和　着席〕

○７番（森要）

要望の概要を聞かせていただきまして、その対応を伺いました。都市計画に対する市の見解の回答があるのかと思って待っていたんですが抜けていたので、都市計画についての市の見解はどうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

今の再質問につきましては、要望内容に関する見解といいますか、都市計画に対する見解ということでございましたので、それにつきましては昨年の12月議会で森議員に同様の質問をいただいてお答えしておるところでございまして、市の現状の取組状況といたしましては、そのときに説明したとおりでございます。その後、２区の皆様から要望をいただきましたので、この要望が

２区として総意であるのか、この要望に対して行政区としての２区がどのように受け止めをされておられるのかということを確認したいということで、回答をお願いしたという状況でございます。

○７番（森要）

要望があって、区の見解を依頼して12月までに回答っていうことは今聞かせていただきました。そうではなくて、都市計画をやること自体についてどうなのかということで、前はほかの地区もあって、横山基盤整備部長の見解は難しいものだったような記憶があります。たまたま私はこういった農地振興地域整備計画のこととか都市計画のことを質問した段階で、先ほどの３月の要望のときに私も立ち会うことになり、市長のところへ行きました。そのときに市長は、都市計画については地元が本当に総意なら都市計画についてもやっていいんだというような前向きな回答でした。あそこは本当は歯抜けになったりしているので、守るべき農地、しっかりと土地としての利用ができるようにすべきだと考えているので、市長、その辺のそごはどうなんでしょうか。

昔は、増島町とか幸栄町とかがあって、まだまだ住宅をやる必要はないんだというような見解だったと思うんですが、今はそうじゃなくて、上町地区には非常にたくさんの方が来ていて、宅地もできているんですけど歯抜けみたいになっていて、耕作放棄地もありますので、もう一度、区画整理ができるように考えたほうがいいんじゃないかと思いますが、あの要望のときには市長は前向きで、先ほど申し上げたように、民間の方が集めた要望ではなくて、区から要請があれば考えてもいいようなことだと思いますし、やはり区の方ももう一度検討して、役員会で練って、もうじき出てくると思うんですけども、区画整理に対しての見解をできたら教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そのときに申し上げたんですが、当然上町区の土地利用の在り方というのは、いろいろなお考えがあると思うんです。今までもですね、工場の拡張とかいろいろな話があって、そのときにいろいろな議論をしたんですが、農地を守りたいって方々もおられるわけです。他方で、先般話があったように住宅用地にしていってほしいという意見もあるわけです。どっちなんだという話なんですね。今回たくさんの署名が来たんですが、しかし区としてどうなのかということを聞かなければいけないということで、これはこれとしていいし、皆さんの総意であるなら、またそれを基に検討していきたいと思うんですけれども、区としてはどうなのかということをしっかりと回答していただきたい。これはあくまでも我々市としては、地区の問題を議論するのはあくまでも行政区ということですから、そこをしっかりとした総意をもって御回答いただきたいということで、その確認をさせていただいているということになります。

○７番（森要）

それで私は理解しておりますが、都市計画をすること自体をやるべきなのかどうかということについてはどうなんでしょう。市民が要望すればやるって意味ではなくて、市として、あそこを工場じゃないものも出てくるし、宅地もできるし、農家もままならない、耕作放棄地も出てくる。あそこをどのようにまちづくりをしていきたいのかという市の考えというものはないのか。要望があるからやるのではなくて、その辺についてはどうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

上町の地域っていうのは県道よりも国道側と、県道よりも荒城川側が大きくする姿が違うんですよね。やはり荒城川側といいますか東側になるんですが、あちら側は非常に優良な農地が多くて、県道と国道の間も農地は多いんですが、確かにおっしゃるように歯抜けになってる部分はある。市全体として見ると、町のスプロール化みたいなことがずっと議論されてきたんですが、私自身はこんな小さいところでスプロール化を議論しても始まらないんじゃないかというふうに正直思っておりましてですね、むしろアパート不足もある、そういった用地に困ってるという事情もあって、しかも特に高山市に近いエリアで通勤が楽だというところの希望もあると考えると、将来的には住宅用地として考えられていくというのは道としてあろうかというふうに思います。

先ほど申しましたように、これまでの経緯の中ですんなりそうはいかないんだということも他方であるので、やはりそうするということになると、市の意向だけで決めるというわけにはいかないだろうと思うんですね。ですから、これは地元の意向というものを大事にしなければいけないと思いますし、それは時代によって変わってきますから、ここでやったからといってじゃあ10年後に意見を取ったら、もう農地なんて要らないという人たちが出てくるのかもしれない。逆に10年後は農地が大事だという人が出てくるのかもしれない。そういうこともあるので、それはもう人口が減っていく中にあっては、開発の都市計画というものの考え方ってなかなか取りにくくなってきてますから、むしろ人口がどんどん減っていく中でどういうウェルビーイングな暮らしを求めるための住まい方というものを皆さんが考えるかということをベースに置かなければいけないということですから、少なくとも平成時代のような考え方で都市計画を考える時代ではないというふうに思いますので、やはり人口が減っていく中で、常に在り方を考えるということになってくるんだろうなと思います。

○７番（森要）

私も今答弁を聞いて、上町区は住宅が増えていっていますし、アパート不足もありますので、そういった計画をしっかりやるべきだろうと。農地についても守るべきもの、それを地元とよく話し合ってしっかりと計画すべきだと思っています。あと地元がどのような結論を出されるのか注視していきたいと思っておりますので、ぜひまたそのときは検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

〔７番　森要　着席〕